

8月・9月は デマンドバスが100円で利用できます

市は、デマンドバスの利用促進を図るため、8月1日(水)～9月30日(日)を利用促進月間としました。期間中は1回100円でデマンドバスが利用できます。
この機会に、デマンドバス運行地区にお住まいの方は、ぜひご利用ください。



デマンドバスとは… 予約があった時だけ走る、ワゴン車タイプの乗合バスです。
ドア・ツー・ドア方式で自宅付近から運行地区内の医療機関やスーパーなどまで利用できます。

問合せ先およびくわしくは 生活安全課 交通対策係 ☎21-5151

デマンドバスの乗り方

◆行き

- ①利用者は予約センターへ電話
- ②自宅付近から乗車
- ③目的の地付近で下車

◆帰り

- ①用事が済んだら、利用者は予約センターへ電話
- ②目的の地付近から乗車
- ③自宅付近で下車

◆利用料金

1回100円(通常1回300円)

◆デマンドバス運行地区および運行便数

- ・小来川地区(山久保を含む) 1日往復4便
- ・猪倉地区 1日往復6便
- ・落合地区 1日往復5便

◆利用できる方

運行地区にお住まいで利用登録(無料)した方 ※利用には事前登録が必要です。利用者登録票に記入の上、問合せ先へ提出してください(登録には1週間程度かかります)。

◆利用方法

予約受付は2週間前から始発地を出発する1時間前までです(出発時に帰りの予約もできます)。

◆予約受付時間

午前7時～午後7時

日光市消費生活センターをご利用ください

自宅に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という身に覚えのないはがきが届き、不安になっている方はいませんか？ 悪質な業者が訪問販売に来て、高額な契約を結んでしまい困っている方はいませんか？

このような時、皆さんの強い味方となるのが「消費生活センター」です。消費生活センターでは、専門の知識を持った相談員が、日々さまざまな消費生活に関する悩みなどについて、問題解決のお手伝いをしています。相談は無料で、電話や窓口で受け付けています。

くわしくは 日光市消費生活センター(ショッピングプラザ日光4階) ☎22-4743

受付時間…月曜～土曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後4時

☎どんなことが相談できるの？

- ・インターネットを見ていたら、勝手に会員登録済の画面となって、多額の会員費を請求された
- ・断った生鮮食品や健康食品が一方的に送り付けられた
- ・クレジット会社や消費者金融などの借金の返済で悩んでいる

☎予防法なども相談できます

- ・インターネットトラブルの対応や予防法
- ・悪質商法や特殊詐欺の手法や予防法
- ・商品事故(リコール商品)の情報
- ・食品ロス(まだ食べられるのに捨てられる食品)について

☎一人で悩まないで

商品やサービスについて「不安だな」「おかしいな」「困ったな」と思ったときは一人で悩まず、まずは気軽に相談ください。

☎他にもこんなことをしています

◆出張消費生活無料相談会

消費生活相談員が年に3回、消費生活センター以外の会場で無料相談を実施します。
7月には藤原地域・日光地域で実施します。
詳しくは、情報ナビ24ページをご覧ください。

◆出前講座

自治会やクラブ、老人会などを対象に消費生活相談員などが消費者トラブルの未然防止と早期解決のために、事例紹介や対処法などをテキストや寸劇・紙芝居などでわかりやすく説明します。
また、小中学生に対するインターネットトラブル防止や、乳幼児の事故防止、若者を狙った消費者トラブル防止の啓発の講座も行っています。皆さんで受講し、賢い消費者になりましょう。



出前講座の様子

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

審判番号(わ)284 裁判取り下げ最終期日を過ぎて訴訟を提起させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行照会書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、ブライバシー保護のため、ご本人様から直接お問い合わせください。

実際に届いたはがき

☎こんなはがきに注意!!

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」このようなタイトルのはがきが市民の方に届いており、平成29年度には市内で約200件の相談がありました。

差出人は「法務省管轄支局〇〇訴訟管理(通達)センター」などとなっていて、裁判を取り下げるため、期日までに連絡するように記載があり、期限の日前に届きます。

これは、架空請求といって、「詐欺」です。はがきが届いても電話しないでください。電話をすると、弁護士と名乗る人から多額の金額を要求されたり、個人情報を知り出されたりします。まずは、消費生活センターにご相談ください。

日光市手話言語条例

くわしくは

社会福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174

を制定しました

5～7月号連載(最終回)

♣手話言語条例の役割

手話言語条例では、手話が言語であると明記しています。聞こえる人は、生まれるとすぐに音や言葉を聞き、やがて自ら言葉を発し、成長に合わせて言葉を学び、言葉によってコミュニケーションを取ることが当たり前として生活しています。

しかし現在、聞こえない人にとって、ろう者の言葉である「手話」を学び、自由に使うことのできる環境が整っていない状況とはいえません。聞こえない・聞こえにくい子どもたちや大人が、十分な情報を得ながらコミュニケーションを取ることができる環境づくりが大切です。

そのために市は、次のことを行っていくきます。

♣手話を学ぶ機会の確保

- ・市内各公民館で手話体験教室開催
- ・市内各小学校で順次手話教室開催
- ・地域や企業向けの手話出前講座の実施

♣手話の普及啓発

- ・手話に関するイベントの開催

♣大切なこと

「手話」を通してろう者との交流をすることで、自分の「当たり前」があたり前ではない事に気づきさまざまな障がいのある人や、高齢者などへの思いやりの心につながります。そんな思いやりの心は、ろう者や障がいのある人だけでなく、皆がお互いを理解し助け合うことのできる、全ての人に優しいまちづくりのきっかけになるのです。

♣手話通訳者などの確保・養成

- ・手話奉仕員養成研修会の開催
- ・団体や企業が開催するイベントなどへの手話通訳者派遣助成
- ※東京パラリンピック、全国障がい者スポーツ大会栃木大会の開催が予定されており、多くの手話通訳者が必要となります。

☎大切なこと

「手話」を通してろう者との交流をすることで、自分の「当たり前」があたり前ではない事に気づきさまざまな障がいのある人や、高齢者などへの思いやりの心につながります。そんな思いやりの心は、ろう者や障がいのある人だけでなく、皆がお互いを理解し助け合うことのできる、全ての人に優しいまちづくりのきっかけになるのです。

一瞥に 手話を 覚えたい

なかのあきひと 中野祥寛主査